

3 年度 公文書開示（1 月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									非開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R3. 12. 25	R4. 1. 7	・「〇〇」（代表者・〇〇）の令和2年分政治資金収支報告書の「組織活動費（組織対策費）」における支出の目的が「業務委託」、支出を受けた者の氏名が〇〇の支出に関する領収書等の写し全て。	1		1													・東京都情報公開条例第7条第4号に該当 印影については、偽造等による犯罪の予防のため、非開示とする。	選挙管理委員会事務局 総務課
2	R3. 12. 27	R4. 1. 11	・令和3年執行衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査事務処理の手引 ・令和3年執行衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査投票の効力判定事務の手引 ・平成29年執行衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査投票の効力判定事務の手引	1	1															選挙管理委員会事務局 選挙課
3	R3. 12. 27	R4. 1. 11	・国民審査の投票の効力に関する文書（効力判定の手引、事務処理の手引以外）					1											・東京都情報公開条例第11条第2項に該当 請求のあった公文書は不存在	選挙管理委員会事務局 選挙課
4	R4. 1. 6	R4. 1. 20	令和2年の東京都知事選挙における立候補者の届出書類及び選挙運動収支報告書			1													・東京都情報公開条例第7条第2号に該当 個人の住所等については、公にすることにより個人の権利を侵害するおそれがあることから非開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号に該当 印影については、偽造等による犯罪の予防のため、非開示とする。	選挙管理委員会事務局 選挙課

3 年度 公文書開示（1 月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定） 条例 7 条									非開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
5	R4. 1. 7	R4. 1. 21	「令和 3 年10月31日執行衆議院（比例代表選出）議員選挙の結果について（報告）」（令和 3 年11月 2 日付 3 選挙分会長第 3 号）	21		1													・ 東京都情報公開条例第 7 条第 2 号に該当特定の個人の氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため、非開示とする。 ・ 東京都情報公開条例第 7 条第 4 号に該当印影については、偽造等による犯罪の予防のため、非開示とする。	選挙管理委員会事務局 選挙課
6	R4. 1. 7	R4. 1. 21	令和 3 年執行衆議院議員選挙速報報告の手引き 令和 3 年執行衆議院議員選挙投開票速報事務マニュアル	49		1													・ 東京都情報公開条例第 7 条第 6 号に該当公にしていない電話番号等については、これを開示することで、業務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、非開示とする。	選挙管理委員会事務局 選挙課
7	R4. 1. 7	R4. 1. 21	「第49回衆議院議員総選挙の執行について（照会）」（令和 3 年 9 月 8 日付 3 選挙第324号） 「小選挙区 選挙長担当区市町村に関する調査」（上記照会に対する選挙長担当区市からの回答のうち、選挙長氏名等に関するもの）	43		1													・ 東京都情報公開条例第 7 条第 2 号に該当特定の個人の氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため、非開示とする。 ・ 東京都情報公開条例第 7 条第 6 号に該当（個人のメールアドレス） 公にすることにより、本来の業務目的以外のメールが大量又は無差別に送信されるなど、当該職員の事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため、非開示とする。 （非公開の電話番号） 公にしていない電話番号については、これを開示することで、業務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、非開示とする。	選挙管理委員会事務局 選挙課

3 年度 公文書開示（1 月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									非開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
8	R4. 1. 7	R4. 1. 21	第46回衆議院議員選から第48回衆議院議員選挙に係る選挙長等に関する区市町村宛て照会及び選挙長担当区市からの回答					1											・ 東京都情報公開条例第11条第 2 項 請求に係る公文書については、平成24年から平成29年にかけて作成（取得）した 1 年保存の文書のため廃棄済みのもの、もしくは、作成（取得）の事実が確認できないものであり、現に保有していないため、存在しない。	選挙管理委員会事務局 総務課
9	R3. 11. 22	R4. 1. 21	令和 3 年執行衆議院議員選挙に関する実施マニュアル及び区市町村選管への通知等について	1		1													・ 東京都情報公開条例第 7 条第 2 号に該当特定の個人の氏名は、個人に関する情報で、特定の個人を識別できるため非開示とする。 ・ 東京都情報公開条例第 7 条第 6 号に該当電話番号等については公にすることにより、事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため非開示とする。	選挙管理委員会事務局 選挙課
10	R3. 12. 3	R4. 1. 31	政治団体の収支報告書に添付された領収書等の写し（60 団体）	1		1													東京都情報公開条例第 7 条第 2 号に該当特定の個人の氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため、非開示とする。個人の住所等は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるものに該当するため、非開示とする。 東京都情報公開条例第 7 条第 4 号に該当印影については、偽造等による犯罪の予防のため、非開示とする。	選挙管理委員会事務局 総務課